

償却資産の申告をされる皆様へ

申告書を提出される前に、もう一度ご確認ください

〈本市から送付された申告書以外で申告される方〉

- 「所有者コード」は、本市から送付された申告書と一致していますか？
- 取得価額欄の「前年前に取得したもの（イ）」は本市から送付された申告書と一致していますか？ ※申告もれや移動による受入れ資産の取得価額は（ハ）に記入してください

〈申告される皆様〉

- 「1 住所」欄に法人の本店所在地（個人の場合は住民登録地）もしくは納税通知書送付先が記載されていますか？
- 「6 この申告に応答する者の係及び氏名」欄に連絡先は記載されていますか？
- 「15 資産の所在地」欄、「17 事業所用家屋の所有区分」欄は記載されていますか？ ※住居表示等で変更されている場合は、変更後の住所を記入してください
- 種類別明細書の各欄（特に取得年月、耐用年数、増加事由）は正しく記載されていますか？
- 増加資産が申告もれ、移動や相続等の場合、種類別明細書の摘要欄に記入されていますか？
- 課税標準の特例がある場合、特例適用を確認できる資料は添付されていますか？
- 控えの返送をご希望の方は、申告書の写しと切手を貼った返信用封筒は同封されていますか？

◆前年度より資産に増減のない所有者は、できるだけ早めの申告にご協力ください。

◆最新の「減価償却費計算書」（税務署に提出されたもので可）または固定資産台帳等、減価償却資産の明細が確認できる書類（写し）の添付をお願いいたします。

- これまでeLTAXを利用して、償却資産を申告されたことのある法人につきましては、種類別明細書（増加・減少用）を同封しておりません。
- 種類別明細書（増加・減少用）等の様式は、市ホームページからもダウンロード可能です。

【鹿児島市ホームページ】>【市民生活】>【税金】>【固定資産税・都市計画税】>【償却資産の概要】

>【「償却資産の申告」へのリンク】>【様式「償却資産申告書」へのリンク】>【償却資産申告書（エクセル・PDF形式）】

または、【鹿児島市ホームページ（サイト内検索）🔍】で【償却資産申告書】を **検索👉**

電話099-216-1187（直通）



郵送の際は、必要に応じて
右の宛名ラベルを切り取って
ご利用ください。

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市資産税課 償却資産係 行

（償却資産申告書在中）